

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は30万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは28万円、同年9月は30万円、同年10月から8年1月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年5月から同年9月までは30万円、同年10月から9年5月までは32万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月から同年12月までは41万円、10年1月は38万円、同年2月は41万円、同年3月は36万円、同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年11月から11年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月から同年11月までは34万円、同年12月は32万円、12年1月から同年8月までは34万円、同年9月から13年4月までは38万円、同年5月は36万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は36万円、14年1月は34万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月は30万円、同年5月から同年7月までは32万円、同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は32万円、15年1月は30万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月から同年9月までは32万円、同年10月から同年12月までは34万円、16年1月は32万円、同年2月から同年4月までは34万円、同年5月は32万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は34万円、同年9月から同年11月は32万円、同年12月から17年2月までは30万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月から18年3月までは34万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は34万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は34万円、19年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間⑤、⑦、⑪及び⑮に係る標準賞与額の記録については、申立期間⑤は7万9,000円、申立期間⑦は12万1,000円、申立期間⑪は18万2,000円、申立期間⑮は13万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月1日から8年2月29日まで
② 平成8年2月29日から同年5月1日まで
③ 平成8年5月1日から22年5月21日まで
④ 平成15年7月10日
⑤ 平成15年12月10日
⑥ 平成16年7月9日
⑦ 平成16年12月10日
⑧ 平成17年7月8日
⑨ 平成17年12月9日
⑩ 平成18年7月7日
⑪ 平成18年12月20日
⑫ 平成19年7月10日
⑬ 平成19年12月26日
⑭ 平成20年7月10日
⑮ 平成20年12月10日

申立期間①について、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与よりも低い。申立期間②について、株式会社Aから有限会社Bに、1日の空白も無く勤務していたのに厚生年金保険被保険者記録が継続していない。申立期間③について、有限会社Bに勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い。

また、有限会社Bから支給されていた賞与について、申立期間⑤、⑦及び⑩は記録が無く、申立期間④、⑥及び⑧から⑭までについては標準賞与額が実際の賞与額よりも低い。調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成7年1月1日から8年2月29日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、7年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は30万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは28万円、同年9月は30万円、同年10月から8年1月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aに係る滞納処分票において、「平成7年1月31日付けで事業所の担当者が月額変更届を持参した。」と記載されていることから、事業主が実際の報酬月額と相違する報酬月額を届け出たことがうかがわれる上、複数の同僚の申立期間①に係る給与明細書において、保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成6年12月1日から7年1月1日までの期間について、株式会社Aの代表取締役等に照会したが回答が無く、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、当該期間に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる供述を得ることができない。

このほか、当該期間について申立人の厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③のうち、平成8年5月1日から10年8月1日まで、同年11月1日から11年8月1日まで、同年9月1日から12年5月1日まで、同年6月1日から15年12月1日まで、16年1月1日から同年2月1日まで、同年4月1日から同年5月1日まで、同年8月1日から同年10月1日まで、同年12月1日から17年3月1日まで、同年4月1日から18年3月1日まで、同年4月1日から同年6月1日まで、同年7月1日から同年8月1日まで、同年9月1日から19年1月1日まで、同年6月1日から同年7月1日までの各期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、8年5月から同年9月までは30万円、同年10月から9年5月までは32万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月から同年12月までは41万円、10年1月は38万円、同年2月は41万円、同年3月は36万円、同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年11月から11年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月及び同年9月から同年11月までは34万円、同年12月は32万円、12年1月から同年4月まで及び同年6月から同年8月までは34万円、同年9月から13年4月までは38万円、同年5月は36万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は36万円、14年1月は34万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月は30万円、同年5月から同年7月までは32万円、同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は32万円、15年1月は30万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月から同年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は34万円、16年1月は32万円、同年4月及び同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年12月から17年2月までは30万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月から18年2月までは34万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年7月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は34万円、19年6月は30万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、平成11年8月1日から同年9月1日まで、12年5月1日から同年6月1日まで、15年12月1日から16年1月1日まで、

同年2月1日から同年4月1日まで、同年5月1日から同年8月1日まで、同年10月1日から同年12月1日まで、17年3月1日から同年4月1日まで、18年3月1日から同年4月1日まで、同年6月1日から同年7月1日まで、同年8月1日から同年9月1日まで、19年1月1日から同年6月1日までの各期間については、申立人に係る預金取引明細表兼残高表、給与支払報告書、個人市・県民税照会回答書及び有限会社Bが保管する所得税源泉徴収簿において、推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、11年8月、12年5月、15年12月、16年2月及び同年3月は34万円、16年5月は32万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年10月、同年11月及び17年3月は32万円、18年3月は34万円、同年6月及び同年8月は30万円、19年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記資料において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成10年8月1日から同年11月1日までの期間及び19年7月1日から22年5月21日までの期間については、上記給与明細書等から確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、これよりも低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間⑤及び⑮について、申立人が所持する賞与明細書及び有限会社Bが保管する所得税源泉徴収簿において、申立人は当該期間に事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立期間⑤の標準賞与額は7万9,000円、申立期間⑮の標準賞与額は13万5,000円に訂正することが妥当である。

申立期間⑦について、申立人は保険料控除額が確認できる賞与明細書を所持していないものの、申立人に係る預金取引明細表兼残高表、給与支払報告書、及び個人市・県民税照会回答書等において、申立人は当該期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額を、12万1,000円に訂正することが妥当である。

申立期間①について、上記賞与明細書において確認できる申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録よりも高いことが確認でき、当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険料控除額から18万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているがこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④、⑥、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬及び⑭の賞与については、上記賞与明細書及び申立人に係る預金取引明細表兼残高表において、確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額が、オンライン記録の標準賞与額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②について、申立人が所持する有限会社Bの社員名簿において、申立人が申立期間②において株式会社Aから有限会社Bに引き続き勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が所持する申立期間②に係る給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間②について、有限会社Bの複数の同僚は、「事業主から厚生年金保険に加入しない旨の説明があったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月26日から同年6月10日まで

申立期間について、オンライン記録では厚生年金保険に未加入となっているが、この間は、A株式会社から同族経営のグループ会社である株式会社Cに異動となった時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元役員及び複数の同僚の供述、申立人が保管する13年連続皆勤の表彰状、及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社及びグループ会社である株式会社Cに継続して勤務し（昭和43年6月10日に、A株式会社から株式会社Cに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざる

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。